

【令和7年11月14日】火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定に伴う告示改正について(電流緊急遮断器ほか)

本件の概要

2025年11月14日

法の適用を受けない火工品として指定されている「電流緊急遮断器」につきまして、薬量を変更すべく、2025年6月27日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）に基づき審査を行ったところ、一定の要件下においてその安全性が確認され、法の適用を受けない火工品の対象として薬量を引き上げても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、薬量の変更にかかる告示の改正を行いました。

合わせて、これまで火工品として火薬類取締法の規制を受けていた「着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器」についても審査を行い、その結果一定の要件下においてその安全性が確認され、火薬類取締法の適用除外の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、火薬類取締法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行いました

[火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第百六十五号）（PDF形式：0KB）](#) 

[第11回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ](#) 

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
TEL 03-3501-1870

改正後		改正前	
一〇三三十五（略） 三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五グラム以下であること。 ロ〜ハ（略） 三十七〜四十四（略） 四十五 着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二八グラム以下であること。		一〇三三十五（略） 三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二五グラム以下であること。 ロ〜ハ（略） 三十七〜四十四（略） （新設）	

〇経済産業省告示第百六十五号
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。
令和七年十一月十四日
経済産業大臣 赤澤 亮正
（傍線部分は改正部分）

附則	
この告示は、令和七年十一月十五日から施行する。	
ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。 ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。 ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。 ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ヘ 未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型又はヘルメット型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りではない。	